

○ 設備の考え方

※本考えは、基準や解釈を補うものとしてまとめたものです。各省令及び条例等に記載がある場合は、そちらが優先します。

※設備に関するご不明な点は、着工前に時間的余裕をもって事前にご相談ください。

<p>食堂・機能訓練室 (居間及び食堂も同様)</p>	共通	利用定員分の机や椅子等を配置すること(机は、サービス提供内容により無くても可)
	面積要件がある場合	内法により測定し1人あたり3㎡(※)×利用定員以上の面積を確保してください。 ※通所型サービスAは当該面積基準によります ※小多機・看多機においては、通いサービスの利用定員が15人を超える場合 狭隘な部屋・スペースを合わせて面積を確保することはできません。
		面積に参入できない部分
		・キッチンとして職員が使用するスペース(キッチン前60cm)。なお、利用者が機能訓練等の一環として当該キッチンを使用する場合であっても同様。
		・他設備(静養室や事務室、玄関部分、通路・廊下部分、キッチン、事務スペース、出入口のスロープなど利用者の円滑な移動のために傾斜が付けられている部分等)
		・他事業(当該単位と別単位の場合も含む)の利用者等が食堂及び機能訓練室内を通る構造の場合の当該通路部分
		・利用者が機能訓練等に使用できない部分(冷蔵庫や棚等サービス提供のために利用者が直接使用しない什器等がある場合は、当該スペースは面積から除く)
・当該建物における通路・廊下部分については、原則として食堂及び機能訓練室の面積に参入できません。利用者が機能訓練の一環として歩行訓練等に使用する場合も同様。		
静養室	静養室は、個室又はカーテン等で仕切られた形状であり、静養できる設備であること	
	休養が必要になった利用者が適時休めるよう、同一フロアにあるなど利用しやすい場所に設置すること	
	ベッドだけでなく利用者が静養できる設備として布団等の設置も必要です。	
相談室	利用者及びその家族のプライバシー確保のため、個室又はパーティション等(高さの目安は170cm程度、原則カーテンは不可)で囲われて外部からの視線を遮断できる形状・しつらえであること	
	相談を受け付けるための設備(机・いす等)の設置が必要です。	

事務室	当該事業を運営するための事務室が必要です。
	同一法人の他事業(介護保険外事業含む)と事務室が同一の場合、当該介護事業専用の事務机を1以上確保していること
その他付帯設備	
トイレ・手洗い	利用者が安全かつ衛生的に使用できるものであること
浴室	(入浴サービスを提供する場合)十分な脱衣スペースを設けるなど、利用者が安全かつ適切に入浴し、介助できる設備であること
キッチン (食事を調理して提供する場合)	昼食の提供等でキッチンを使用する場合は設置すること
	キッチンは衛生的に使用できるものであること
駐車場・送迎スペース	送迎車を保有する場合には、適切な駐車スペースを確保すること(事業所所在地外でも可)
	送迎スペースについては、道路交通法を遵守し、交通・往来の妨げにならないものであること。また、利用者が安全に乗降できるスペースであること
個人情報保管のための設備	個人情報等を適切に保管するための設備として、施錠できる書庫を設置すること
自宅併設の場合	申請する事業所が個人の住居と併設となる場合、当該介護事業所と混在することなく、専有の区画が必要です
	個人の住居と事業所の動線が交わらない形状であること。出入口は同一にできません。(双方で使用するスペースを通過することがない)
注意	申請予定の建築物について、建築関係法令、消防関連法令等他法令において、当該介護事業の行うことのできる建物・地域かどうか、事前に確認が必要です。他法令により、当該事業を行うことができないと判断される場合については、当該介護事業所として指定できません。
	確認は、当該事業所の所在する所管の建築・消防所管にて行ってください。

(参考様式3) 事業所の平面図等

面積要件がある設備については
本書を参考に計算式を表示してください。

事業所又は施設の名称

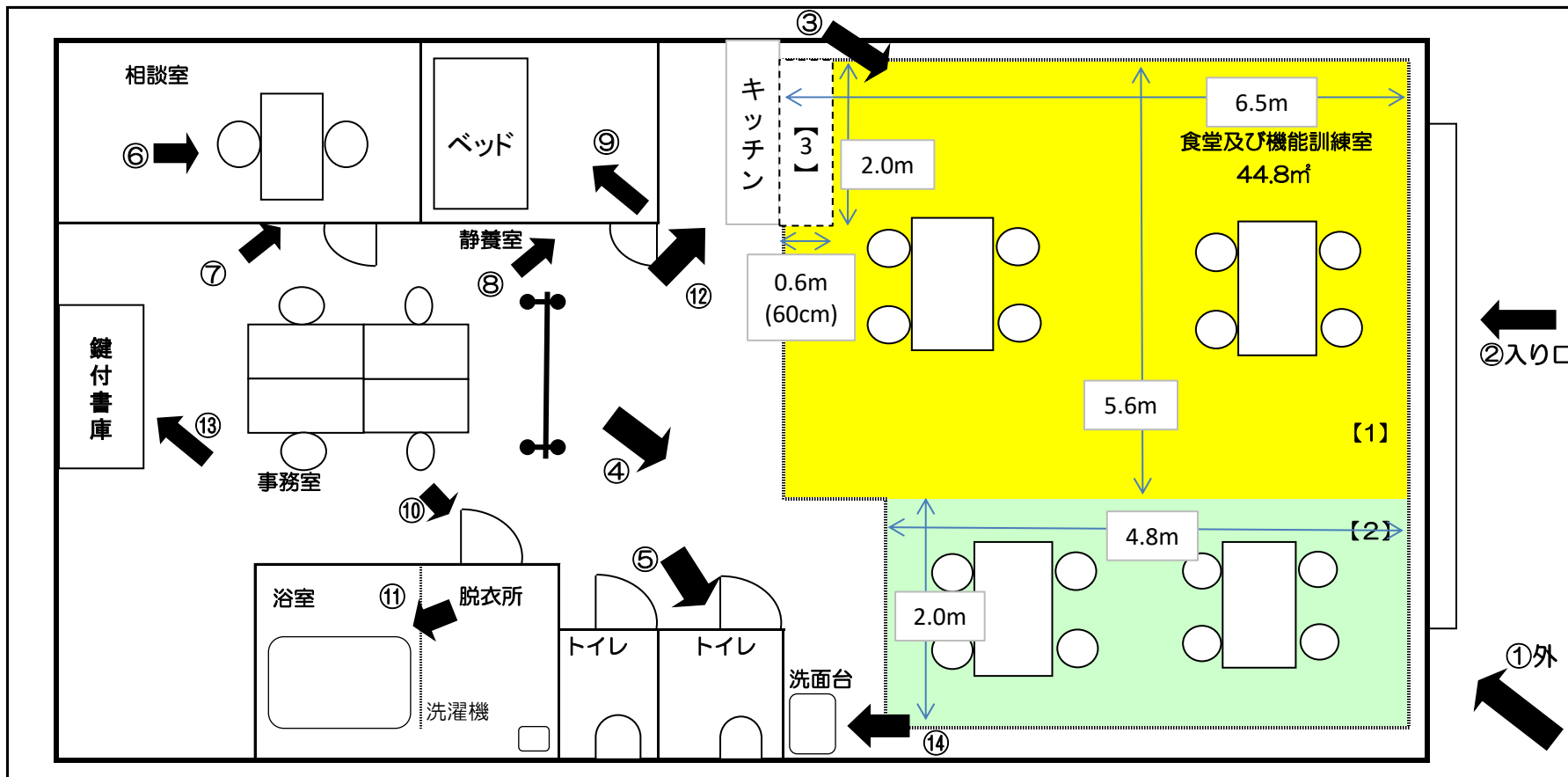
○食堂及び機能訓練室（居間及び食堂も同様）等の面積

①面積算出については、算出した根拠となる計算式を表示してください。面積は内法で算出してください。

また、該当部分分かるように色などで明示してください。

②キッチンとして職員が使用するスペースは面積に算定できないため、職員が使用するキッチン前（60cm）の幅を面積から除いてください。

(例) 【1】 $5.6\text{m} \times 6.5\text{m} = 36.4\text{m}^2$ 【2】 $2\text{m} \times 4.8\text{m} = 9.6\text{m}^2$ 【3】 $2\text{m} \times 0.6\text{m} = 1.2\text{m}^2$ 【1】 + 【2】 - 【3】 = 44.8m^2



他事業所併設の場合	他事業所と併設する場合は、全体がわかる図面を添付し、申請している事業所の位置を示してください。
-----------	---